

令和6年度 市内事業者事業刷新支援事業補助金 募集要項

補助金交付額が予算の上限に達した場合、2期以降の公募は行わない可能性があります。
また、補助金交付決定額は予算の範囲内で行うため申請額に満たない場合があります。
公募終了の際には那覇市ホームページにてお知らせいたします。

公募開始：令和6年6月5日（水）
【第1期締切】 6月26日（水）
【第2期締切】 8月27日（火）
【第3期締切】 10月30日（水）
受付時間：月曜～金曜(祝日を除く) 9時～17時(12時～13時除く) ※郵送の場合、いずれも締切日消印有効

【申請書類提出先】

那覇市役所 経済観光部 商工農水課 産業政策G
〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 本庁舎6階
電話：(098)－951－3212
E-mail アドレス：K-SYOU001@city.naha.lg.jp

令和6年6月

1 事業目的

市内事業者事業刷新支援事業（以下「本事業」という。）は、様々な制度変更や物価高、人手不足など、変化し続ける経済社会において、存続のために模索する市域事業者の倒産回避や雇用を守ることを目指す。

市域事業者自身が、自社の経営を見直し、業態転換や新事業への挑戦等、新たな取り組みに要する経費の一部を支援することにより、那覇市中心市街地をはじめとした市内事業者の生産性向上と持続的発展、ひいては沖縄経済の振興を目的とする。

2 対象者要件

補助の対象者は、市内事業者または市内に住所を有する個人事業主であって、以下のいずれにも該当するものとする。

- (1) 創業から1年を経過している事業者であって、事業活動を継続するため、既存業務の業態転換及び新事業への挑戦を行おうとする者
- (2) 那覇市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 同一会計年度内に補助金の交付を受けていない者、また、国・県の実施する類似事業（持続化補助金や事業再構築支援事業等）の交付を受けていないもの。※これまで交付を受けている事業者も対象とするが、採択された事業と同一の内容と認められる内容については対象外とする。
- (5) 事業完了後に、アンケート等の調査への協力が可能なもの

3 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業者が事業活動を継続するために行う取り組みであって、次の各号の全てに該当する事業とする。

- ① 既存事業の業態転換や新事業への取り組みであること。
P6～「那覇市事業刷新支援事業の事業要件」を参照
- ② 金融機関等と相談・連携して策定した経営計画に基づいた事業であること。
- ③ 総事業費が150万円未満であって、類似事業（小規模事業者持続化補助金・事業再構築補助金等）の対象にならないこと。
ただし、事業費が150万円以上であったとしても、類似事業の対象とならない事業であると認められる場合は対象とする。
- ④ 地域経済の振興に資する事業であること。

4 補助率および予算額

補助率及び上限額：補助率は総事業費の3分の2以内、上限額100万円で予算の範囲内（1,000円未満切り捨て）

予算総額：15,000,000円

5 補助対象期間及び対象経費

対象期間：交付決定日～令和7年1月末日

対象経費：交付決定日以後の経費のみを対象とする。費目についてはP8～10「別表1 補助対象経費」を参照

6 申請手続

(1) 公募開始 : 令和6年6月5日(水)

【第1期締切】6月26日(水) ※6月26日消印有効(審査会予定日:7月第2週目)

【第2期締切】8月27日(火) ※8月27日消印有効(審査会予定日:9月第1週目)

【第3期締切】10月30日(水) ※10月30日消印有効(審査会予定日:11月2週目)

(2) 提出方法:(3)提出書類を揃えて、窓口へ持参または下記の提出先へ郵送すること。

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎6階

那覇市 経済観光部 商工農水課 宛

「市内事業者事業刷新支援事業 申請各種書類在中」とすること。

※ 特定記録郵便またはレターパックで送付すること。

(3) 提出書類:以下のとおり。

① 市内事業者事業刷新支援事業補助金交付申請書(第1号様式)

② 誓約書(第1号様式の2)

③ 金融機関等と連携して策定した経営計画書(参考様式1)

④ 収支予算書(参考様式2)

⑤ 事業に必要な経費の見積書の写し

⑥ 履歴事項全部証明書(発行日3か月以内) ※法人のみ

⑦ 市内に事業所を有することがわかる書類 ※法人で⑥で証明できる場合は提出不要

⑧ 直近の決算書又は確定申告の写し

⑨ 市町村税の滞納がないことを証明する書類

⑩ 開業届の写し ※個人事業主のみ

※上記のほか、要件確認等のために必要な資料を別途求める場合がある。

7 審査・採択・補助金交付について

(1) 審査方法等

審査方法は原則、書類審査及びプレゼンテーション審査とし、那覇市経済観光部所管事業審査委員会が審査・採択を行う。

(2) 審査評価基準について

審査評価項目等は次の表のとおりとする。

評価項目	審査評価の視点
1.経営計画の妥当性	● 既存事業の課題が明確に検証できており、事業化の実施方法、課題の解決方法が妥当な取り組みとなっているか。 ● 顧客(ターゲット)の把握を行い、それらに対応できる取り組みとなっているか。 ● 事業の必要性はあるか。

2.実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ●新事業挑戦または業態転換の内容が明確か。 ●事業実施に効果的な経費の内容となっているか。 ●事業実施が可能な人員体制か。
3.事業の継続性・発展性	<ul style="list-style-type: none"> ●新事業挑戦または業態転換後の継続性が見込まれるものであるか。 ●事業内容は、その事業として発展性が見込まれるものであるか。
4.波及効果・先進性	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の実施が地域の振興につながるまたは新しいビジネスを通して地域に貢献しうる事業か。 ●事業の実施が同業他者にも波及しうる先進的な取り組みとなっているか。
5.スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ●実施スケジュールが、事業実施に無理のない実現性の高いものとなっているか。
6.予算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ●事業計画の内容に基づいた適切な積算であるか。 (過大・過小な積算はないか)

(3) 事業の不採択について

以下に1つでも該当する場合は内容に関わらず不採択とする。

- ①具体的な事業実施の大半を他社に外注または委託し、企画だけを行う事業
- ②事業内容が公序良俗に反する事業
- ③風営法第2条第5項及び第13項第2号に定める事業
- ④政治団体、宗教上の組織または団体による事業
- ⑤申請する事業と同内容の事業国や県等の類似事業に申請、または、他の補助金から既に交付された、あるいは交付予定である事業
- ⑥すでに完了している事業

(4) 審査結果の通知

補助対象者の決定後、「市内事業者事業刷新支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）」または「市内事業者事業刷新支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）」を申請者へ通知する。

なお、第1期受付分の交付決定時期は7月中旬を、第2期受付分の交付決定時期は9月下旬を、第3期受付分の交付決定時期は11月中旬を予定している。

8 補助金の交付について

事業実績報告等の必要書類の提出を受けて、補助金額を確定する。補助金額確定通知後、補助金請求の提出を受けて、指定口座に一括で支払う。

ただし、補助事業の目的又は内容の性質上、その事業の終了前に交付しなければ補助金等の交付の目的を達成することが困難であると認めるときは、交付決定額の2分の1以内で事前に概算交付することができる。

■ 交付決定から補助金交付までのフロー

- ①交付決定 → ②事業実施 → (概算払請求 → 補助金一部支払) → ③事業完了(令和7年1月末まで) → ④事業実績報告(事業完了後14日以内) → ⑤交付額の確定 → ⑥補助金の請求 → ⑦

補助金の支払（令和 7 年 3 月末まで）

9 交付取消に関する事項

下記の項目に一つでも該当するときは、その事業は交付取消とする。

- (1) 法令、要綱又はこれらに基づき市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 申請書類に虚偽の内容が発覚した場合
- (6) その他、本申請に関する要件等に違反した場合

那覇市事業刷新支援事業の事業要件

業種と業態について

■業種

取り扱う商品や提供している仕事の内容によって分類したものを言う。「日本標準産業分類」に従い、建設業、製造業、情報通信業、卸売・小売業、不動産業、医療・福祉、その他サービス業などがある。

■業態

同じ種類の商品やサービスでもビジネスのやり方は企業によって異なり、このビジネスのやり方の違いが「業態」といわれている。

例えば、「卸売・小売業」は商品を販売する「業種」であるが営業方法は異なる。デパート、スーパーマーケット、コンビニ、ディスカウントストアなど「業態」は異なる。また、通信販売やネット販売も同じ小売業であっても「業態」は異なる。

那覇市事業刷新支援事業における補助要件の「事業刷新等」事業とは、以下のいずれかを行う、事業計画に基づく中小企業等の事業活動をいう。

1 新事業挑戦

(1) 要件

- ① 主たる事業・業種の変更を伴う新たなサービス・製品の提供を行うもの。
- ② 市場、顧客ターゲットに新規性があること。

(2) 具体例

- ① 土産品販売業から、新たにレンタカー事業に参入する。
- ② 和食店が新たに和食に特化した料理教室事業を始める
- ③ 美容室が新たにネイル、マッサージ等のサービスを始める。
- ④ 飲食店が新たに高齢者向けの食事宅配サービスを始める。
- ⑤ タクシー業者が新たに買い物代行サービスを始める。
- ⑥ 飲食事業者が小売業を始める。 など

(3) 非該当になるもの

- ① 過去に提供・製造していたサービス・製品を再び行うもの
→市場、顧客に新規性がないため不可
- ② 単に製品の種類を増やすだけのもの
→設備投資を伴わずに類似商品を増やすものは新事業とは言えないため不可
- ③ サービス・製品の量を単純に増やす、組み合わせる等といった改変を加えるだけのもの
→既存サービスの拡大に過ぎないため不可
- ④ 既存事業に係るイベント開催、キャンペーン、クーポン事業など
→既存サービスの延長に過ぎないため不可
- ⑤ 機械を導入して試作品やサンプル品の開発を行うのみなどの事業
→ 本事業の取組がいつ頃販売の見込みにつながるかが不透明なため不可

- ⑥ グループ会社等が既に実施している事業
→ 容易に実施可能であるため不可

2 業態転換

(1) 要件

- ① 既存事業のサービス・製品の提供方法、営業形態等を変更するもの。
- ② 市場、顧客ターゲットに新規性があること。

(2) 具体例

- ① テイクアウト・ドライブスルー・デリバリー・移動販売の導入
- ② インターネット販売等の通信販売の導入
- ③ インターネットを利用した販路拡張（W e b 展示会・オンライン商談会等）
- ④ フィットネス事業者等が個人指導のサービスをオンラインレッスンで提供する。
- ⑤ アパレル販売店が、ネット販売やサブスクリプションサービスを始める。
など

(3) 非該当になるもの

- ① 過去に実績のある提供方法、営業形態を再び行うもの
→ 市場、顧客に新規性がないため不可
- ② 通販のため既存 E C サイトへ登録する、又は宅配のため既存の宅配サービスサイトに登録するといったもの
→ 単に他社サービスを利用するだけのものは不可
- ③ 商店街通り会など、事業者の取りまとめ等を行う団体が、当該会員向けにテイクアウト販売・E C サイト販売等を行うもの
→ 業態変更をする事業者単体を支援対象として想定しているため不可
- ④ システム・アプリ開発等を生業としている事業者が新たな E C サイト、または通販ブランド等を立ち上げるといったもの
→ 本来の事業内容の延長に過ぎないため不可
- ⑤ 業態転換を伴わない専ら感染症対策のための店舗改修（従業員のためのテレワーク施設整備）
→ 自社向けのコロナ対策のため不可
- ⑥ 単なる備品等の買い替え経費や広告宣伝費など
→ 業態転換等とは無関係であるため不可
- ⑦ 機械を導入して試作品やサンプル品の開発を行うのみなどの事業
→ 本事業の取組がいつ頃販売の見込みにつながるかが不透明なため不可
- ⑧ グループ会社等が既に実施している事業
→ 容易に実施可能であるため不可

別表第 1

補助対象経費

契約（発注）先 1 者当たりの見積額の合計が 50 万円（税抜き）以上の場合は、3 者以上の相見積書を取ってください。50 万円未満の場合は 2 者以上の相見積書を取ってください。

交付の対象となる経費区分		
大項目	小項目	説明
1 報償費	謝礼金	外部専門家等に対する謝礼金等に係る経費 ※謝礼金の支払上限額は、別表第 2 で定めるとおり
2 旅費	旅費	補助事業者の出張や、講師等の招聘の旅費（航空賃、宿泊料等）に係る経費 ※宿泊料については、別表第 3・4 で定めるとおり
3 使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	事業実施に必要な物品等のリース・レンタルに係る経費 会場、著作物等の使用等に係る経費
4 設備・備品費	消耗品費	事業実施に必要な単価 10,000 円未満の消耗品等の購入に係る経費（汎用性の高いものは対象外）
	印刷製本費	事業で使用するパンフレットやリーフレット類、調査結果や事業成果の報告書等の印刷製本に係る経費
	機械器具費	消耗品を除いた、事業の実施に必要な 10,000 円以上の機械器具等の購入に要する経費
5 委託料	委託費	事業の実施に必要な設計、開発、分析、検査等の業務の一部を、第三者に外注（請負）又は委託（委任）するために要する経費
6 役務費	通信運搬費	事業実施に必要な郵便料、運送代、電話通信等に係る経費
	広告宣伝料	周知を主たる目的としたホームページ制作等に係る経費 ※1 補助事業以外の自社の製品・サービス等の広告や会社全体の P R 広告に関する経費は対象外 ※2 補助事業実施期間内に広告が使用・掲載されることが、展示会が開催されることが必要 ※3 相見積書及び価格の妥当性が確認できる証憑の提出が必要
	手数料	特許出願関連費用、各種手続き等に要する経費
7 その他経費		上記以外、事業を効率的かつ効果的に執行するために必要な経費で市長が認めるもの

【備考】

次に掲げるものに該当する場合は対象経費から除く

- ・事業提案にかかった経費
- ・従業員の人件費
- ・事業の目的外の用途に係る経費
- ・支出根拠が不明確、会計処理・使途が不適切な経費
- ・交際費（贈呈経費、懇親会費等）
- ・食糧費（食事、茶菓子、飲料、食材料等）
- ・既に国等により別途補助金等の経費が支給されている、あるいは支給が予定されている経費
- ・事業の実施期間外に要した経費
- ・他の事業と明確な区別が困難な経費
- ・自動車等車両（事業所内や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く）の購入費・修理費・リース費・車検費用
- ・既存事業に活用する等、専ら補助事業のために使用されると認められない経費
- ・事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・販売・レンタルする商品（原材料費を含む）、試作品、サンプル品、予備品の購入費、文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費、販売やレンタルを目的とした製品・商品等の生産・調達に係る経費
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費・レンタル費（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機、カメラ、書籍、家具家電及び診療報酬・介護報酬を受ける事業に使用し得るもの等） ※ただし、補助事業のみに使用することが明らかかなものは除く。
- ・上記の他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

別表第 2

講師謝礼金支払上限額

区分		金額（時給）
県外	職業的講師、大学教授、自治体の特別職、医師、弁護士	10,000 円
	大学准教授、国・自治体の管理職（校長・教頭を含む。）、 企業・団体の役員	8,000 円
	その他の大学の職員	7,000 円
	国の補佐・専門官、その他	5,000 円
県内	職業的講師	10,000 円
	大学教授、自治体の特別職、医師、弁護士	5,000 円
	大学准教授、国・自治体の管理職（校長・教頭を含む。）、 企業・団体の役員	4,000 円
	その他の大学の職員	3,500 円
	その他	3,000 円
【備考】 ・上記により難しい場合及び「職業的講師」の場合は、事前に那覇市と調整することとし、執行にあたっては、 那覇市の承認を得ること。		

別表第 3

宿泊料金上限表（国内）

	国内	上限額
甲地方	東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、北九州 市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市及び千葉市	10,900 円
乙地方	それ以外	9,800 円

別表第 4

宿泊料金上限表（海外）

	海外	上限額
指定都市	シンガポール／ロスアンゼルス／ニューヨーク／サンフランシスコ／ワシ ントン／ジュネーブ／ロンドン／モスクワ／パリ／アブダビ（ア首連）／ジ ッタ（サウジアラビア）／クウェート／リアド（サウジアラビア）／アビジ ヤン（コートジボワール）	19,300 円
丙地方	北アメリカ／ハワイ／グアム／（西）ヨーロッパ／中近東地域	16,100 円
丁地方	それ以外	12,900 円
戊地方	中国／インド／メキシコ／南米／アフリカ	11,600 円